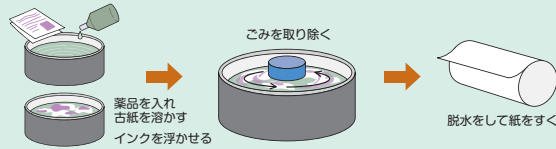


機密文書のリサイクル

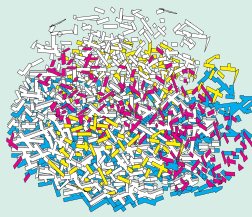
機密書類であっても、機密を保持しながらリサイクルできる業者がありますので、処理できる再生資源事業者（リサイクル事業者）にお問い合わせください。

直接溶解処理



事業者から回収した機密文書を直接製紙工場に持込み、パルパーと呼ばれる巨大なミキサーの中に投入し、水を混ぜながら液状化する処理方法です。
機密書類の入った段ボール箱を開封せずにそのまま投入する方法と箱から機密文書を取り出して投入する方法とあります。

破碎（裁断）処理



破碎機を使って紙を引きちぎったり、大型シュレッダーを使って紙を切り刻んだりする方法です。誰が運搬するのかにより右の3種類に細分化されます。

破碎裁断後は製紙工場に持込み、溶解処理を経てリサイクルされます。

引取

リサイクル業者が事業者から引き取った機密文書を、自社の処理施設または業務提携している他社の処理施設まで持ち帰り破碎（裁断）します。

持込

事業者がリサイクル業者の処理施設へ機密文書を持込み、リサイクル業者が破碎（裁断）します。

出張

出張破碎機や大型シュレッダーを搭載したトラックが事業者の元へ出向き事業者の目の前で破碎裁断します。

※再生資源事業者（リサイクル事業者）によっては、溶解証明書などの証明書の発行が可能です。

古紙回収協力店制度

大阪市では、古紙の持込み拠点の整備など、リサイクルの推進に向けた仕組み作りを進めています。

事業所で不要になったOA紙などの古紙を、協力店の営業時間内であれば、無料で持ち込むことができる制度です。置き場所に不自由していた古紙を手早く片付けられる利便性があるとともに、紙ごみを一般廃棄物として処理していた事業所はごみ処理費用の節減にもつながります。協力店に持ち込めば、古紙は再生紙として生まれ変わり、リサイクルにつながります。

回収品目（無料で持ち込むことができます。）

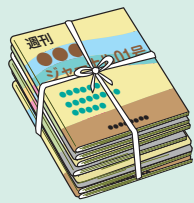
新聞



段ボール



雑誌



OA紙



●持ち込む際のルール

- 無料で引き取れる回収品目は「新聞紙」「段ボール」「雑誌」「OA紙」です。
- 種類ごとに「ひも」で縛ってください。古紙以外は混ぜないでください。
- バインダー、クリップ、付属のCD-ROM等、写真用紙、ビニール、カーボン紙など禁忌品が混ざらないようにしてください。

機密書類、シュレッダー紙の再生資源事業者（リサイクル事業者）を環境局ホームページで紹介しています。古紙回収協力店も環境局ホームページで紹介しています。

大阪市ホームページでサイト内検索

焼却工場における搬入物の検査

大阪市の焼却工場へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物（主に発泡スチロールやペットボトル等の廃プラスチック類）などの搬入不適物（※）の混入が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。

検査において搬入不適物が発見されれば収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、大阪市から事業系廃棄物適正処理啓発指導員が、個別に赴き、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理等について啓発指導を行っています。

※平成25年10月からは資源化可能な紙類についても、検査の対象となります。



①焼却工場にて、搬入する収集業者に対して、搬入物検査を実施しています。（コンベア上にごみを展開している様子）



②不適物のペットボトルの混入



③不適物の発泡スチロールの混入

ごみの排出には中身の見えるごみ袋をお使いください

大阪市では、ごみの分別排出を促進し、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、平成20年1月から排出指定制度を導入し、ごみを排出する際には「**中身の見えるごみ袋**（透明または半透明）」を使用してください。

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）を袋で排出される際には、「**中身の見えるごみ袋**」を使用してください。

